

# 高梁川漁業協同組合内共第 12 号

## 第 5 種 共同漁業権 遊漁規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、高梁川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 12 号第 5 種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁業区域」という。）においてこの組合の組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている別表第 1 の水産動物採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

### (遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場区域で、別表第 7 の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、同表右欄の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域で、別表第 7 の特等及び 1 等カニ罟の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ様式第 1 号の遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は別表第 2 の基準に基づき審査し、当該水産動物の採捕又は漁業調整上支障があると認められたときを除き当該申請を承認するものとする。

### (漁具漁法)

第 3 条 岡山県内水面漁業調整規則に定めるもののほか、次に掲げる漁具、漁法によって遊漁してはならない。

- (1) てこはね、石うち、げんのうち、水底つきによる漁法
- (2) 強力な光又は石油等をもって水面に火を放つなど魚族を威嚇してとる漁法。
- (3) ヘッドランプ等照明を用いて行う視水器漁法
- (4) 定置漁業に類似の漁法（カニ罟径口 72 センチメートル以下のもので垣の長さ 10 メートル以内のものは除く。）
- (5) 人力以外の機械力を利用する漁法
- (6) アクアラングを使用して行う漁法
- (7) 動力船を用いて行う各種の漁法
- (8) カニかご漁具による漁法

(従業者の制限)

第4条 別表第3の左欄に掲げる漁具、漁法で遊漁をする場合の補助員は、右欄に掲げる員数以内でなければならない。

2 補助員は、1等以上の遊漁承認証を有するものでなければならない。

(遊漁期間)

第5条 別表第4の左欄に掲げる漁法で遊漁する者は、それぞれの右欄に掲げる期間内でなければならない。

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず別表第5のア欄に掲げる区域については、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第7条 別表第6のア欄に掲げる魚種においては、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 別表第7に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合は、同表の遊漁料を高梁市鉄砲町52番地高梁川漁業協同組合事務所及び組合が公示した場所において納付するものとする。

2 特等以外の遊漁をするものが遊漁する場所において漁場監視員に納付する遊漁料は前項別表第7の料金とする。

3 特等遊漁料を納付した者は1等以下の遊漁を、1等の遊漁料を納付した者は2等の遊漁もすることができる。

4 中学生は別表第7の左欄に掲げる遊漁料の2分の1とし、小学生は無料とする。

(遊漁承認に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項及び第8条第4項の遊漁料の納付を受けたときは、様式第2号から第4号までの該当遊漁承認証を交付する。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、これを他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を呈示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則施行に関して指示を行うことがある。

2 漁場監視員は様式第5号の漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ以後、この者の遊漁を拒絶することがある。

2 前項の場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。なお実情に応じ相当の賠償及び漁具の没収をすることができる。

附 則

この規則は知事の認可のあった日から適用する。

別表第1

漁業権の対象となる水産動物
あゆ、うなぎ、こい、ふな、もくずがに、すっぽん、はえ

別表第2

漁具漁法	資 格
こい囲刺網 立切網 あゆ刺網 雑刺網 う縄 う竿 視水器 カニ筌	当該漁業の経験を有する者、又は組合の定めるところに従い連続して3年以上遊漁を行っている者若しくは組合が適当と認めた者

別表第3

漁 具 漁 法	補 助 員
こい囲刺網	5人
う縄	3人
立切網、狩刺網、刺網、投網、う竿	2人
おい投網、夜ぼり	1人

別表第 4

漁 法	期 間
刺 網	7月15日17時から 11月30日まで
雑 刺 網	7月15日17時から 翌年4月.30日まで
視 水 器	7月1日から 12月31日まで
う 縄	7月15日17時から 11月30日まで
かごつけ (うなぎ)	6月1日から 9月30日まで
う 竿	4月1日から 11月30日まで
あ ゆ 釣	6月1日から12月31日までの間で 組合が毎年公示する期間
狩 刺 網	8月1日から 9月30日まで
待 網	7月15日17時から 9月30日まで
すっぽん漁業	7月1日から翌年4月30日まで
か に 漁 業	10月1日から翌年2月末日まで 但し漁期後は直ちに施設を撤去する
あ ゆ 投 網	7月15日17時から11月30日まで

別表第 5

ア 区 域	イ 期 間
(1) 倉敷市玉島上成地先汐止堰堤下流端から上流 250 メートルの区域	3月1日から 10月31日までの期間は水産動物を採捕してはならない。
(2) 倉敷市酒津八ヶ郷取水堰堤上流端から下流 1,000 メートルの区域	10月1日から 10月31日までの期間は水産動物を採捕してはならない。
(3) 総社市湛井堰上流端から上流 100 メートル、下流 100 メートルの区域	3月1日から 10月31日までの期間は水産動物を採捕してはならない。

別表第6

ア 魚 種	イ 全 長
う な ぎ	全長 20センチメートル
こ い	全長 15センチメートル
す っ ぽ ん	甲長 10センチメートル

別表第7

特 等	漁 具 漁 法	遊 漁 料	
		年 間 料 金	1 日 料 金
特 等	あゆ刺網 雑刺網 こい囲刺網 立切網 う 縄 う 竿 視水器かけ	20,000円	
1 等	待 網 た も あゆ釣 うなぎかごつけ あゆさぐり 夜 ぼ り つ け 針 かにせん すっぽん漁業 投 網 あゆ投網	8,000円	1,700円  但し あゆ投網1日 料金2,000円
2 等	竿釣(あゆを除く)	1,700円	400円

様式第1号

<p>遊 漁 承 認 申 請 書</p> <p>下記のとおり遊漁をしたいので遊漁規則第2条第2項の規定により承認下さるよう願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>高梁川漁業協同組合 殿</p>		12cm
住所	氏名	
記		
<p>1. 漁具、漁法</p> <p>2. 魚 種</p> <p>3. 遊漁区域</p> <p>4. 遊漁期間</p>		
9cm		

様式第2号

遊 漁 者	住 所	市 郡	番地
	氏 名	町 村	
承 認 期 間		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
等 級		特 等	
漁 具・漁 法		あゆ刺網、雑刺網、こい囲刺網、立切網、う縄、う竿、視水器かけの外1等以下の遊漁	
遊 漁 区 域		内水第12号第5種共同漁業権の区域	
遊 漁 料		20,000円 取扱者 印	
発 行 者		<p>上記のとおり承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>高梁川漁業協同組合 印</p>	

## 注 意 事 項

## 1. 漁 業 期 間

あ ゆ 釣	6月1日から12月31日までの間で組合が毎年公示する期間
あ ゆ 刺 網	7月15日17時から11月30日まで
雑 刺 網	7月15日17時から翌年4月30日まで
か ご つ け	6月1日から9月30日まで
う 縄	7月15日17時から11月30日まで
狩 刺 網	8月1日から9月30日まで
待 網	7月15日17時から9月30日まで
すっぽん漁業	7月1日から翌年4月30日まで
あ ゆ 投 網	7月15日17時から11月30日まで

## 2. そ の 他

- (1) 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。
- (2) 遊漁中は必ず本証を携帯しなければならない。
- (3) 本証は貸与してはならない。
- (4) 漁場監視員から遊漁承認証の提示を求められた場合は提示しなければならない。
- (5) このほか遊漁に関する法令並びに規則を守らねばならない。
- (6) 動力船を用いて遊漁してはならない。

## 3. 取扱者の印のないものは無効である。

様式第3号

(表)

遊 漁 承 認 証		
遊 漁 者	住 所	市 郡 町 村 番地
	氏 名	
承 認 期 間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
等 級	1 等	
漁 具・漁 法	待網、たも網、あゆ釣、うなぎかごつけ、あゆさぐり、 夜ぼり、つけ針、すっぽん漁業、投網、かにせん、 この外2等の遊漁	
遊 漁 区 域	内水第12号第5種共同漁業権の区域	
遊 漁 料	8,000円 取扱者 印	
発 行 者	上記のとおり承認します。 年 月 日 高梁川漁業協同組合 印	

様式第3号

(裏)

注 意 事 項	
1. 漁 業 期 間	
あ ゆ 釣	6月1日から12月31日までの間で組合が毎年公示する期間
か ご つ け	6月1日から9月30日まで
待 網	7月15日17時から9月30日まで
す っ ぽ ん 漁 業	7月1日から翌年4月30日まで
か に 漁 業	10月1日から翌年2月末日まで
あ ゆ 投 網	7月15日17時から11月30日まで
2. そ の 他	
	① 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。
	② 遊漁中は必ず本証を携帯しなければならない。
	③ 本証は貸与してはならない。
	④ 漁場監視員から遊漁承認証の提示を求められた場合は提示しなければ ならない。
	⑤ このほか遊漁に関する法令並びに規則を守らねばならない。
	⑥ 動力船を用いて遊漁してはならない。
3. 取扱者印のないものは無効である。	

様式第4号

(表)

遊 漁 承 認 証	
遊 漁 者	住 所 市 郡 町 村 番地
	氏 名
承 認 期 間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
等 級	2 等
漁 具・漁 法	竿釣 (あゆを除く)
遊 漁 区 域	内水第12号第5種共同漁業権の区域
遊 漁 料	1,700円 取扱者 印
発 行 者	上記のとおり承認します。 年 月 日 高梁川漁業協同組合 印

様式第4号

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。</li> <li>2. 遊漁中は必ず本証を携帯しなければならない。</li> <li>3. 本証は貸与してはならない。</li> <li>4. 漁場監視員から遊漁承認証の提示を求められた場合は提示しなければならない。</li> <li>5. このほか遊漁に関する法令並びに規則を守らねばならない。</li> <li>6. 動力船を用いて遊漁してはならない。</li> <li>7. 取扱者の印のないものは無効である。</li> </ol>

様式第5号

(表)

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の監視員であることを証明する。	
氏 名	年 令 才
住 所	
有 効 期 間	平成 年 月 日
発 行 者	年 月 日 高梁川漁業協同組合 印

様式第5号

(裏)

注 意 事 項	
1. 勤務中はこれを携帯していなければならない。	
2. 漁業者又は遊漁者について漁具、漁法、魚種等を調べようとするときは 漁場監視員証を提示しなければならない。	